新たに地域コミュニティ活動団体を立上げようとしている方へ

当社では、地域コミュニティ活動の立上げ支援をしています。
ぜひ、この機会に登録をご検討ください。

地域コミュニティ活動支援事業　登録のメリット

- コミュニティサロンを使用日の２か月前から予約できます。
- 活動実施のために購入した備品等について実費を１回に限り助成します。（上限３万円）

地域コミュニティ活動支援事業の概要

人数要件

団体登録の人数要件は、10名～

助成金の交付

活動助成金は、団体承認後すぐ交付

助成対象物品

助成金でダーツやボッチャ等の人気スポーツの備品が購入可

地域コミュニティ活動団体の登録要件

公社住宅にお住まいの方が加入している団体で、承認条件①または②のいずれかに該当することが必要です。

条件①

- 行政等から助成を受けているなど活動基盤が確立されている団体

or

条件②　※以下の項目の全てに該当する団体

- 団体登録者が10名以上の団体
- 団体登録者の過半数が当該住宅の居住者
- 代表者ほか2名以上の役員が選出され、うち1名以上の役員が当該住宅の居住者

必要書類

以下の書類に必要事項をご記入の上、管理事務所にご提出ください。

- 団体登録及び活動支援申請書 ★
- 運営規則確認書 ★
- 団体の予算書
- 団体会員名簿（役職及び役員氏名を記載したもの）

★当社指定様式

お問い合わせ

JKK東京 公社住宅事業部 公社管理課 公社管理係
03-3409-2261
受付時間：9時から12時、13時から17時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）